

WTO「政府調達に関する協定」対象工事に係る低入札価格調査について

- 1 WTO「政府調達に関する協定」対象工事の低入札価格調査手順を以下のとおり定める。
- 2 低入札価格調査における調査基準価格の算出方法は以下のとおりとする。

調査基準価格【注1】

$$= \text{直接工事費} \times 9.5/10 + \text{共通仮設費} \times 9/10 + \text{現場管理費} \times 8.5/10 + \text{一般管理費} \times 3/10$$

【注1】 予定価格の10分の7.5から10分の9の範囲内とし、「万円止め」とする。

- 3 開札後、最低入札価格が調査基準価格を下回った場合、「保留」とし、低入札価格調査を行う。
- 4 最低入札価格について、下記の低入札価格調査失格判定基準により失格となった場合は、次順位の入札額について同様の調査を行う。
- 5 上記4の結果、「低入札価格調査を行う」と判定された場合は、「相模原市公共工事低入札価格調査取扱要領の運用基準」第4の規定により、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等を行う。
- 6 上記4の結果、「低入札価格調査を行わない」と判定された場合は、内訳書の点検のみを行う。
- 7 判定により失格とならない場合でも、低入札価格調査または内訳書の点検により失格となる場合もありうる。

低入札価格調査失格判定基準

① 落札（入札） の割合		列			
		右以外の 場合	② 最低入札価格 ×1.05 以内 に3社	③ 最低入札価格 ×1.05 以内 に4社	④ 最低入札価格 ×1.05 以内 に5社以上
行	調査基準 価格未満 75%以上	低入札価格 調査を行う。	低入札価格調査を 行わない。	低入札価格調査を 行わない。	低入札価格調査を 行わない。
	75%未満 70%以上	失格	失格	低入札価格調査 を行う。	低入札価格調査を 行わない。
	70%未満	失格	失格	失格	低入札価格調査 を行う。

① 落札（入札）の割合は「落札（入札）率＝落札（入札）価格÷予定価格」とする。

②、③及び④における業者数には最低入札価格を含む。